

# 厚木市職員の給与に関する条例の一部改正について（案）

令和7年8月7日に人事院勧告がなされ、12月定例会議において、令和7年度中に遡及適用される月例給、通勤手当及び期末勤勉手当の引上げを行いました。

今回は、令和8年4月施行分の通勤手当に関する人事院勧告への対応として、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設等について、国家公務員に準ずるよう制度の改正を行います。

## 1 厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（案）について

### （1）改定内容

#### ア 自動車等使用者への駐車場等の利用に対する通勤手当の新設

自動車等で通勤する職員の通勤手当は、自宅から勤務地までの距離区分に応じて一定の額を支給していますが、これに加えて新たに、駐車場等の利用料に対して、1箇月当たり5,000円を上限として通勤手当を支給します。

#### （ア）制度改正の経緯

令和7年の人事院勧告によると、民間企業では従業員の自己負担が生じないよう、駐車場を確保している事業者が約7割となっているほか、従業員が自ら利用料を支払っている場合でも、利用料に対して約3割の事業者が通勤手当を支給しています。このような状況を踏まえ、国家公務員においては、令和8年4月1日より駐車場等の利用に対する通勤手当が新設されることから、本市においても、国に準じて改正を行います。

#### （イ）支給要件等

現行の自動車等に対する通勤手当の支給対象者のうち、職員本人が駐車場等の利用料を負担している場合に支給します。職員厚生会を通じた契約や出先機関等における団体契約の場合でも、利用料の負担を証明できれば支給対象とします。

なお、距離区分が2km未満で自動車等を利用している場合や、駐車場所が合理的な通勤経路を大きく逸脱する場合等は、支給の対象外となります。

#### （ウ）支給額 上限 月額5,000円

#### （エ）対象者 569人（内訳：自動車395人、バイク174人）

#### （オ）影響額 年間28,920千円

※ 対象者と影響額は、令和7年度通勤届の現況調査結果における一般会計の特別職、一般職、再任用及び特定任期付職員の合計。なお、会計年度任用職員についても、一般職等に準じて支給します。

**イ 月の途中に採用や異動があった場合の支給開始時期**

月の途中に採用や異動があった職員に対して、適時適切に通勤手当を支給するため、事実発生の日から通勤手当を支給できるよう変更します。想定される主な事例としては、特別職の就任や職員の人事異動等があります。なお、会計年度任用職員についても、一般職等に準じて支給します。

**(2) 施行日**

令和8年4月1日